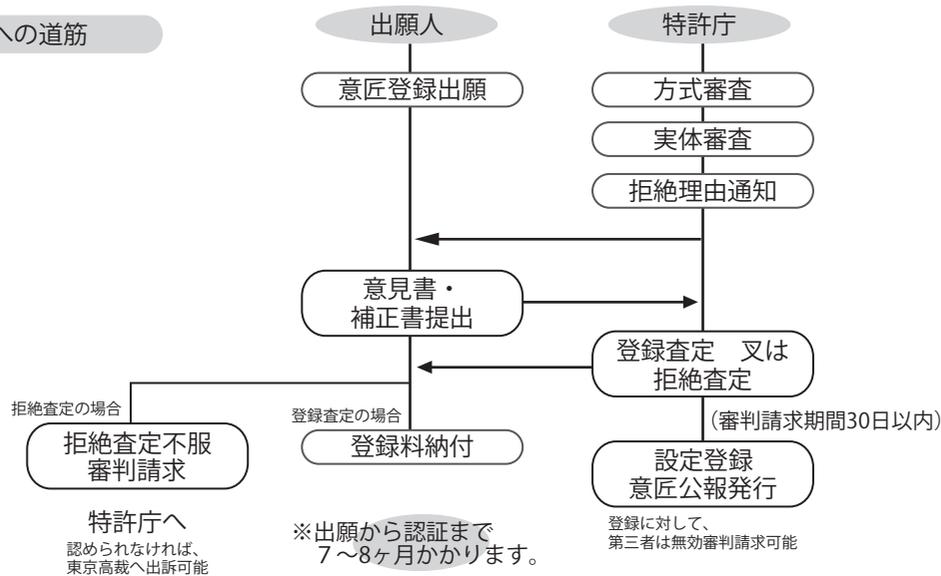


知的所有権「意匠権」の手続き

意匠権とは？

デザインが保護対象となります。工業生産品に利用できること、オリジナリティのあることなどが要件となっています。デザイン形状に結びつく模様や色彩が保護対象となります。意匠権は物の印象を決定づけるのに大きな役割を果たすデザイン自体を保護対象としています。

意匠権取得への道筋



意匠登録出願

意匠登録出願には所定事項を記載した「意匠登録願」を特許庁長官に提出する必要があります。また、図面を添付しなければなりません。図面で表しにくい意匠の場合は、見本や雛形を提出することも認められています。

窓口……「特許庁」

独立行政法人 相談部  
〒100-8915 東京都千代田区霞ヶ関3-4-3 ☎ 03-3581-1101 (代表) (内線2121～2123)

費用

意匠出願費 (個人の力で手続きした場合の費用)

意匠登録出願	16,000円
意匠法第14条項の規定による秘密の請求	5,100円

意匠登録料 (個人の力で手続きした場合の費用)

第1年から第3年まで毎年	8,500円
第4年から第10年まで毎年	16,900円
第11年から第15年まで毎年	33,800円
類似意匠の場合	8,500円

無料相談の窓口

東京 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-4-2 ☎ 03-3519-2702  
大阪 〒543-0061 大阪市天王寺区伶人町2-7 関西特許情報センター ☎ 03-3581-1101

その他

弁理士、特許事務所は各地にあります。インターネットでお調べ下さい。

(佐口 昌司)